

第1章

基本構想

Basic concept

第1章 基本構想

1 滝沢市の将来像

✓ POINT!

滝沢市の将来像は、「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」です。
この将来像の実現に向けて、本総合計画は、市民主体による「幸福感を育む環境づくり」の基盤を8年間かけて創ります。

滝沢市がめざす将来像は、滝沢市自治基本条例第1条に規定する「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」であり、本総合計画は、その実現に向けた恒久的な取組の始まりです。

この将来像の実現に向け、市民が主体的に地域づくりを推進するとともに、市行政は、安全・安心に市民が地域づくりを行える環境の整備を担い、次代に向けて幸福感を追及する地域環境の創造に取り組むものです。

(1) 滝沢市を取り巻く現状

✓ POINT!

現在の滝沢市は、県都盛岡市に隣接し、岩手山の裾野に広がる雄大な自然の下、大学や各種研究機関が集積し、次代を担う夢の創造が繰り広げられる盛岡広域8市町人口第2位の市として、平成26年1月1日に誕生しました。

市民の平均年齢は、岩手県下では一番低く、平均寿命が一番長いという特徴があります。
また、滝沢市全体に占める宅地の割合は、5%台ですが、市民の就業構造の70%以上が第三次産業に従事するという、典型的な住宅都市としての特徴を持っています。

ア 役割の変化 ～市制移行による盛岡広域における責任～

滝沢市は、明治22年の町村制による滝沢村発足以降、合併することなく124年間の村政を継続し、平成26年1月1日に滝沢市として新たに歩みだした岩手県第14番目の市です。

滝沢市として新たにスタートしたことにより、盛岡広域8市町において盛岡市に次ぐ人口規模を誇る第2の都市としての役割と責任を、様々な分野において果たすことが求められています。

イ 成長の機会 ～国が進める成長戦略を担う学園都市としての可能性～

日本全体が人口減少時代を迎え、岩手県においても多くの自治体の人口が減少する中において、岩手県立大学を始めとする高等教育・研究機関が集積する滝沢市は、若い世代が夢を描き、夢を叶える場として、国が今後の成長戦略として進める ICT (情報通信技術) の研究、開発の

発信地として、岩手県のみならず、全国が注目する地域として成長する可能性を秘めた地域です。

ウ 生活環境 ～ 5万人の人口を支える都市基盤～

滝沢市は、鉄道として、JR 東日本田沢湖線が市の南部を横断し、小岩井駅、大釜駅が設置され、滝沢市の東部では、IGR いわて銀河鉄道が市内を縦断し、巢子駅、滝沢駅が設置されています。また、東北縦貫自動車道が市の中央部を縦断しており、滝沢インターチェンジが設置されています。今後は、平成31年を目途にスマートインターチェンジ¹の設置が進められており、滝沢市内を縦断する国道4号、横断する国道46号とのアクセスがより便利になる見込みです。

滝沢市内から市役所に向けた交通網については、交流拠点複合施設（平成28年度一部供用開始予定）の開館に併せて検討を予定しています。

また、都市計画区域²内の公共下水道の水洗化率は平成24年度で92.9%であり、平成26年度からは市街化区域外の小岩井地区について、整備を進めています。

近年、人口の伸び率が鈍化しているものの、せいほくタウン（元村地区）等の大規模な宅地開発に伴い、滝沢市内の新增築の家屋の棟数も、平成25年度において200棟台を維持しています。

エ 自然環境 ～ 身近にある雄大な自然～

滝沢市は、盛岡市の北西部に位置し、行政区域の規模は、東西約14 キロメートル、南北約20 キロメートル、総面積182.46平方キロメートルの市であります。地形は、北西部に秀峰岩手山（2,038メートル）を抱き、裾野には市民がハイキングで憩う鞍掛山（897メートル）があり、年間3万人の登山客で賑わいます。

地目土地面積においては、田と畑の面積が36.38平方キロメートル、山林が39.61平方キロメートルと、全体の面積の41.7%を占め、宅地は9.79平方キロメートルと全体の5.3%あまりとなっています。

オ 人口 ～ 人口増加率の鈍化と高齢化の進展～

滝沢市の人口は、平成25年度に5万5千人を突破しましたが、人口の伸びは鈍化傾向にあります。出生数は500人前後を維持していますが、高齢化率は平成26年7月末の住民基本台帳人口において、20.05%と、初の20%台に突入しており、毎年1%ずつ伸びています。

滝沢市の特徴としては、市民の平均年齢、高齢化率が低いこと（平均年齢41.7歳。高齢化率16.9%。岩手県下第1位。平成22年国勢調査）と併せて、平均寿命が長いこと（平均寿命79.6歳。岩手県下第1位。平成22年国勢調査。）が特徴となっています。

また、産業別就業者数は、第一次産業が5.1%、第二次産業が21.4%、第三次産業が73.3%（平成22年国勢調査。15歳以上就業者数総数26,478人から計算。小数点第2位以下切捨て。）であり、市民の多くがサービス産業に従事しています。

1. 高速道路の本線やSA、PA、バスストップから乗り降りが出来るように設置されるインターチェンジであり、対象をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

2. 自然・社会的条件、人口や産業等の現況とその推移等を考慮して、一体の都市として総合的に整備し開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

(2) 幸福感を育む環境づくり

✓ POINT!

日本全国の社会経済情勢が不透明な時代にあって、滝沢市自治基本条例の前文で規定する「思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進める」との市民の想いを実現するため、市民一丸となって幸福感を育む環境づくりに取り組みます。

幸福感は、人それぞれです。しかし、幸福でない状態はある程度共通しているものと考えられます。

このことから、憲法に規定する基本的人権を踏まえ、人々が幸福でない状態を作らないための生活環境づくりが、一義的に税金を投入して行われるべき分野であり、真っ先に市民が行政に負託する分野と考えることができます。

この分野は、憲法で謳う社会権（人間らしい最低限の生活を国に保障してもらう権利）を指すものであり、地方自治体においても法定受託事務として生活保護の事務を行うとともに、自治事務としても様々な行政サービスを行っています。

つまり、市行政は、市民の皆さんがそれぞれ掲げる目標に向かい、行動するための基礎的な環境づくりを担い、市民の皆さんの幸福感の下支えとなることが、まずは求められます。

過去、経済成長を背景として、国も地方もインフラの整備、公共施設の建設を始め、様々な行政サービスを展開してまいりました。

しかし、経済が低迷し、国と地方の借金が合わせて1千兆円を超え、更には税収が国の予算の半分にも満たない今日、行政は、憲法に規定する基本的人権を再度踏まえ、自らの団体自治の能力の範囲内で、効果的な行政サービスを展開することが求められています。

戦後の経済成長により、日本は世界有数の経済大国となり、私たちの身の周りはモノで溢れる豊かな社会を実現しました。しかし、幸福については、世界的な調査（世界幸福地図³や地球幸福度指標⁴など。）を見る限り、必ずしも経済発展とは一致しないことが窺えます。

「幸福」は、「モノ」の充足により得られるものではなく、幸福とすることができる「心の豊かさ」が重要であり、「モノ」が溢れ、世界的に見ても社会基盤が整備された現代の日本社会においては、さらなる「モノ」やインフラ整備、公共施設の充足は、社会全体として、幸福に寄与しないという意見も見受けられます。

これからは、「モノ」の充足ではなく、人々がそれぞれの価値観を尊重し、受け止めながら、自己の価値観に基づいて幸福を感じることができる「心」の充足による社会の構築が求められるものであり、人々の心の豊かさを、人々が幸福感を判断する際に重要視する「人とのつながり」を通じて社会として育むことが求められています。

憲法第13条に謳われる「幸福追求権」を支える基盤として、市民の負託による行政サービスが行われ、その基盤の上で安心して個々の幸福が追求されるとともに、滝沢市で暮らす人々が、市民相互の触れ合いを通じて日常に多くの幸せを感じとれる、幸福感を育む環境づくりへの取組が必要と

なっています。

本総合計画は、滝沢市自治基本条例の前文で規定する「思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進める」との市民の想いを実現するための第一歩となるものです。

3. イギリス、レスター大学の社会心理学者エイドリアン・ホワイトが作成した国別の幸福度を表した地図。健康、富、教育から幸福度を求めているとされる。
4. イギリスの環境保護団体、Friends of the earth が国民の満足度や経済活動などによる地球環境への負荷などから「国の幸福度」を計る指標としたもの。

ア 幸福感を判断する重要事項

✓ POINT!

滝沢市民の幸福感を判断する重要事項は、アンケート結果では、「心身の健康」「家族関係」「所得・収入」が3大項目となっています。また、「子どもや孫の成長」「友人関係」など「人とのつながり」に関する事項を重要視する傾向にあります。

平成25年10月に実施した、「滝沢で暮らす幸せ」についてのアンケート⁵によると、滝沢市民が幸福感を判断する重要事項は、「心身の健康(71.8%)」「家族関係(49.4%)」「所得・収入(48.3%)」の3つの事項であることが分かりました。

これは、内閣府が行う同様の調査(平成23年度国民選好度調査)における「幸福感を判断する際に、重視した事項」の上位3事項、「家計の状況(所得・消費)(62.2%)」「健康状態(62.1%)」「家族関係(61.3%)」と類似するものであると共に、滝沢市民の健康への意識の高さを窺わせるものとなりました。

また、人とのつながりが幸福感に影響すると考えられる項目(仕事や趣味などの生きがい(36.5%)、子供や孫の成長(30.6%)、友人関係等(23.8%))についても、上位にランクされており、人とのつながりが幸福感に影響する結果となっています。

※平成26年10月に実施した「幸福と暮らしに関する市民アンケート⁶」においても、滝沢市民が幸福感を判断する3つの重要事項について同様の結果が得られています。

5. 平成25年10月に、市民3,000人を対象に実施したアンケート調査。市民の幸福感に関する調査を行った。

6. 平成25年度の調査を受け、平成26年10月に、市民3,000人を対象に実施したアンケート調査。市民の幸福感を測定する指標の基準値を策定するために調査したもの。

イ 人とのつながり(社会関係資本)の活用

✓ POINT!

「人とのつながり」が幸福感に大きく影響することを踏まえ、少子高齢社会の進展による社会経済情勢の変化に対応し、地域で幸せに暮らすための社会関係資本(想いを共有する人とのつながり)づくりが求められています。

戦後、日本の経済成長とともに、私たちの生活水準は豊かとなりました。しかし、日本の主たる産業が農業から商工業、サービス業へと変化し、農業を中心とした地域で助け合う暮らしから、会社等の経済活動を主とした個々が属する組織(学校、会社、各種団体、趣味のサークル等)を中心とした暮らしに変化してきました。

しかし、高齢社会の進展により、今まで会社などで活躍していた人々が定年などを契機に、地域へ回帰し、地域で暮らす人々が急増しています。

過去の農業を中心に助け合いながら地域で暮らしていた結の精神に基づく生活から、進む高齢社会に対応し、地域で互いに支えあいながら暮らすための新たな地域づくりが求められています。

アメリカの政治学者ロバート・パットナムが1993年に発表した「哲学する民主主義」において「協調行動を容易にすることによって、社会の効率性を改善しうる「信頼」「互酬性の規範(お互いさまの考え)」「ネットワーク(絆)」といった社会的仕組み」を社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)と定義しています。また、2000年に開催されたOECD(経済協力開発機構)では、社会関係資本を「グループ又はグループ間の協力を容易にさせる規範、価値観、理解の共有を伴ったネットワーク」と定義しています。

これらの社会関係資本の考え方は、過去の農業を中心として培われてきた日本人の地域づくりの考え方そのものであり、私たちは、社会経済情勢が変化した今、滝沢市で市民一人一人が幸せに暮らすためにも、時代に合った新たな社会関係資本の構築と展開を図る必要に迫られています。

2 主要指標の分析

✓ POINT!

総人口5万7千人を目標人口とします。

滝沢市の活力を測定する一つの目安として、次の指標を主要指標とし、本総合計画の終了年度までの目標値を次のとおりとします。

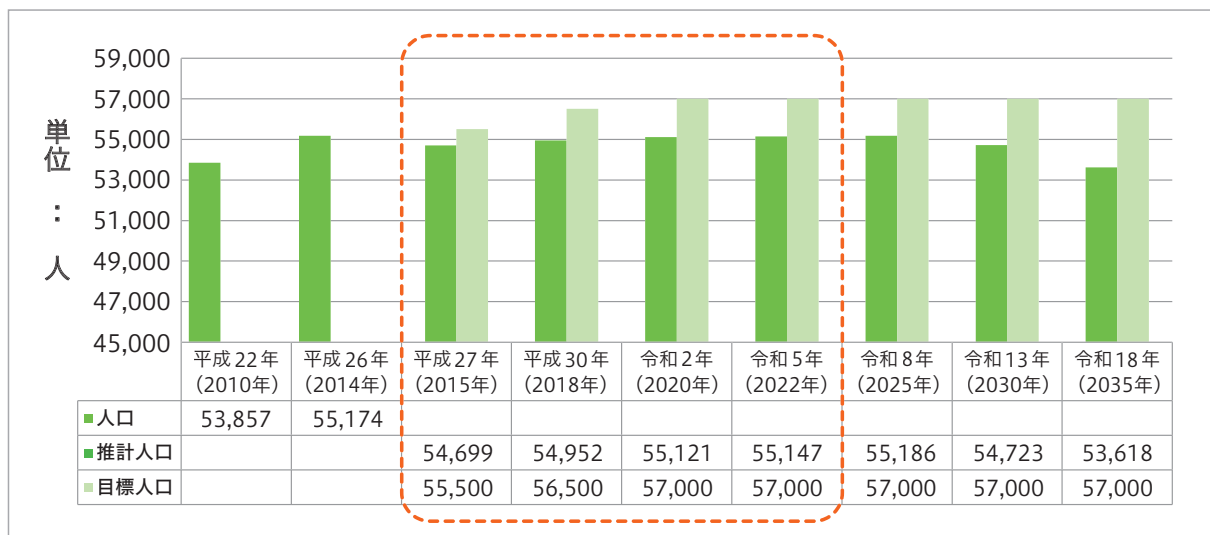
(1)人口と世帯指標

ア 総人口

滝沢市の総人口は、平成25年9月末の住民基本台帳人口以降5万5千人台となっています。

日本全体が少子高齢社会の進展に伴い、人口減少時代に突入した中において、人口の伸びが鈍化したものの、減少に転じていない滝沢市の状況は非常に稀有なケースであり、この状態を維持することが求められるものです。推計人口は、平成17年と平成22年の国勢調査を基に推計した人口であり、既に住民基本台帳人口とは差が生じていますが、本総合計画においては、人口5万7千人を目標値とし、人口減少時代にあっても、目標人口を維持し続けるための取組を展開することとします。

〔総人口 推計人口・目標人口〕



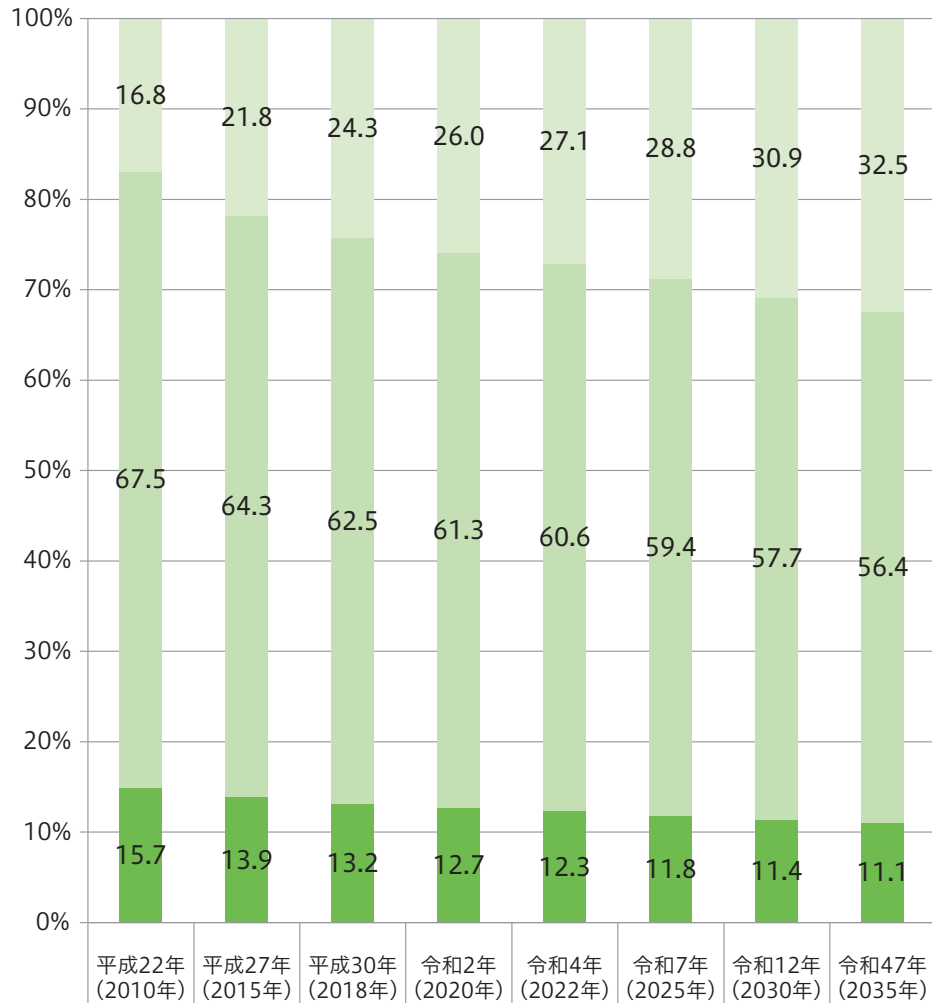
※点線の囲みは、本総合計画の計画期間を示します。以下のグラフについて同じ。

※人口(平成22年国勢調査値、平成26年住民基本台帳値)、推計人口、目標人口共に、各年10月1日を基準日としています。

イ 年齢別人口

少子高齢社会の波は、滝沢市にも着実に及んでいます。総人口の変化が見込まれない中でも、高齢人口が確実に増加するとともに、生産年齢人口と年少人口が減少する傾向は今後も続くものと予想されます。

〔年齢別 推計人口〕

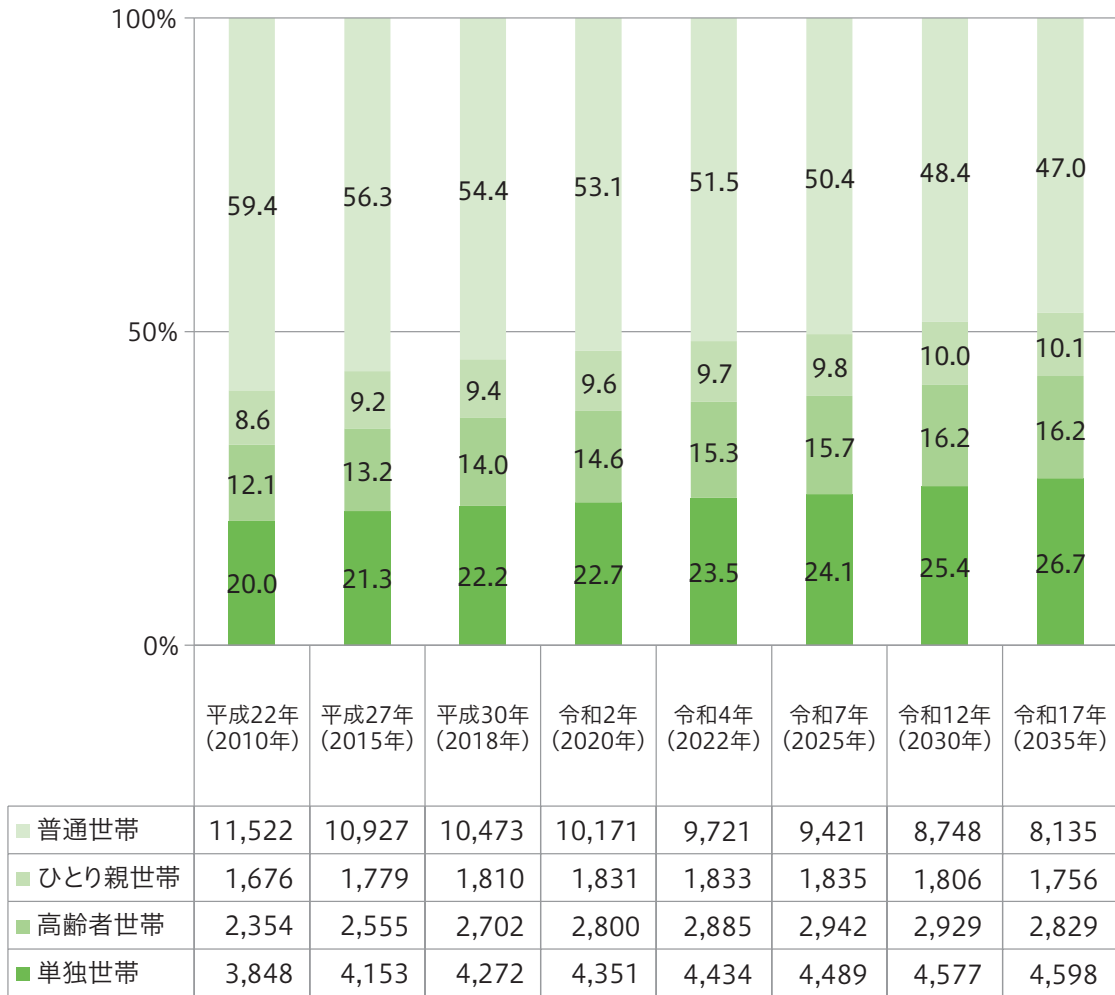


■ 高齢人口(65歳以上)	9,064	11,933	13,366	14,322	14,949	15,889	16,913	17,432
■ 生産年齢人口(15歳から64歳)	36,344	35,174	34,352	33,804	33,403	32,801	31,561	30,240
■ 年少人口(0歳から14歳)	7,994	7,592	7,234	6,995	6,795	6,496	6,249	5,946
総人口	53,857	54,699	54,952	55,121	55,147	55,186	54,723	53,618

ウ 世帯数

平成22年の国勢調査においては、普通世帯が全体の59%に達していました。しかし、高齢者の増、離婚率又は非婚率の増加は、1世帯当たりの人員減少を招き、本総合計画最終年度の令和4年では、普通世帯の全体に占める割合は、51%台まで落ち込むものと見込まれます。

(推計世帯数)



※単独世帯…65歳未満の世帯員数1人の世帯

※高齢者世帯…65歳以上の夫と60歳以上の妻 夫婦1組のみの世帯 + 高齢者単独世帯

※ひとり親世帯…親がひとり(男女問わず)の世帯

※普通世帯…上記以外の世帯

(2) 経済指標

ア 市内純生産 ※平成30年度時点において、この指標は廃止しています。

市内純生産額は、平成17年度が991億円、平成22年度が778億円と減少傾向にありましたが、平成23年度が864億円（対前年11%増）となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災にかかる復興需要の影響が要因と考えられますが、日本国全体の経済成長率が平成23年以降、1.5%弱であること、消費税増税による消費の落ち込みが予想されることを踏まえた場合、経済成長率を1%と仮定し、今後の滝沢市の市内純生産を平成27年度に911億円、平成30年度に939億円程度、令和4年度は977億円と見込むものであります。

第一次産業は、高齢社会を背景とする就業者数の減が見込まれることから微減が見込まれます。第二次産業及び第三次産業については、経済成長率と同調する形で緩やかに伸びることを見込んでいます。

イ 市民所得⁷

市民所得は、平成17年度が1,287億円、平成22年度が1,195億円と減少傾向でありましたが、平成23年度が1,222億円（対前年2.2%増）となっています。

市内純生産と同様の仮定に基づき、今後の市民所得は、平成27年度を1,288億円、平成30年度に1,327億円、令和4年度は1,381億円と見込むものであります。

また、一人当たりの市民所得は、平成27年度を237万円、平成30年度に244万円、令和4年度は254万円と見込むものであります。

（単位：百万円。人口一人当たりの市民所得は単位：千円。）

年度	平成27年度		平成30年度		令和4年度	
純生産額	91,196		93,959		97,774	
第一次産業	1,439	1.6%	1,354	1.4%	1,249	1.3%
第二次産業	16,966	18.6%	17,480	18.6%	18,190	18.6%
第三次産業	72,791	79.8%	75,125	80.0%	78,335	80.1%
市民所得	128,875		132,780		138,172	
人口一人当たりの市民所得	2,377		2,449		2,548	

7.市内あるいは市民の1年間の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）のことであり、この価値は生産に参加した主体（労働者や企業）に賃金や利潤といった形で分配される。

ウ 就業者数

平成22年における就業者人口は、国勢調査によると26,478人でした。

就業者人口は、少子高齢社会を反映し、生産年齢人口の減少と深く関係します。

特に、第一次産業においては、後継者不足という従来からの問題もあり、更に就業者人口は減少する見込みです。

第二次産業、第三次産業についても、就業人口（滝沢市に住む就業者の数）は減少する見込みから、産業の発展を見据えた場合、ICT（情報通信技術）等による効率化とは別に、従業人口（滝沢市で働く就業者の数）の増となる魅力ある産業を育成できるかが鍵となります。

また、これからの時代は、女性や高齢者の働く場の創出による産業振興に関心と注目が集まっており、生産年齢人口の減少時代における新たな労働力として注目されています。

（単位：人）

項目	平成27年度		平成30年度		令和4年度	
就業者数	25,601		24,994		24,288	
第一次産業	1,305	5.1%	1,266	5.1%	1,215	5.0%
農業	1,260	4.9%	1,222	4.9%	1,173	4.8%
第二次産業	5,500	21.5%	5,372	21.5%	5,223	21.5%
製造業	2,728	10.7%	2,664	10.7%	2,591	10.7%
第三次産業	18,796	73.4%	18,357	73.4%	17,849	73.5%
卸売・小売業	4,734	18.5%	4,623	18.5%	4,495	18.5%
サービス業	9,233	36.1%	9,017	36.1%	8,768	36.1%

3 滝沢市の将来像に向けた取組

✓ POINT!

市民の幸福感を育む環境づくりを促す、「市民主体の地域づくり」と、それを支える安全・安心の「セーフティネットの堅持」に取り組みます。

滝沢市自治基本条例が掲げる「市民憲章」と「めざす地域の姿」の実現に向け、滝沢市を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、市民の幸福感を育む環境づくりを促すために、本総合計画は「市民主体の地域づくり」に向けた土台づくりと「セーフティネットの堅持」に取り組みます。

(1) 滝沢市が取り組む地方自治

滝沢市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を滝沢市自治基本条例で明らかにするとともに、「住民自治日本一」に向けた取組が市民主体により全市域で展開される地域を目指します。

過去の行政においては、国や県の指導のもとで全国一律の行政サービスと画一的なまちづくりが展開され、国民の生活の最低水準（ナショナルミニマム）や社会基盤整備がある程度達成されてきました。

その後、地方分権が進む中であって、全国一律のまちづくりから、地域の実情に合ったまちづくりが進められており、今後は、更に個性に溢れ、幸福感を育む地域づくりが求められています。

そのために、滝沢市では、滝沢市での暮らしについて、補完性の原理に基づきながら、市民の地域づくりの想いが実現でき、幸福感を育む仕組みを「住民自治」と「団体自治」の視点で次のように整理しています。

市民一人一人の想いが、「家庭」に「地域」へ「行政」へと繋がる主体であることをあらためて確認し、滝沢市自治基本条例の下で、滝沢市らしい地方自治の在り方を形づくる必要があります。



「補完性の原理」の仕組みを簡潔に表した場合は、次の内容となります。

- ア 個人でできることは個人で解決する（個人）
- イ 個人でできないときは、家庭がサポートする（家庭）
- ウ 家庭で解決できないときは、地域あるいはNPO（民間非営利団体）等がサポートする（仲間、地域）
- エ アからウで、解決できない問題について、行政が問題解決を行う（行政）



(2)住民自治の基本的な考え方

✓ POINT!

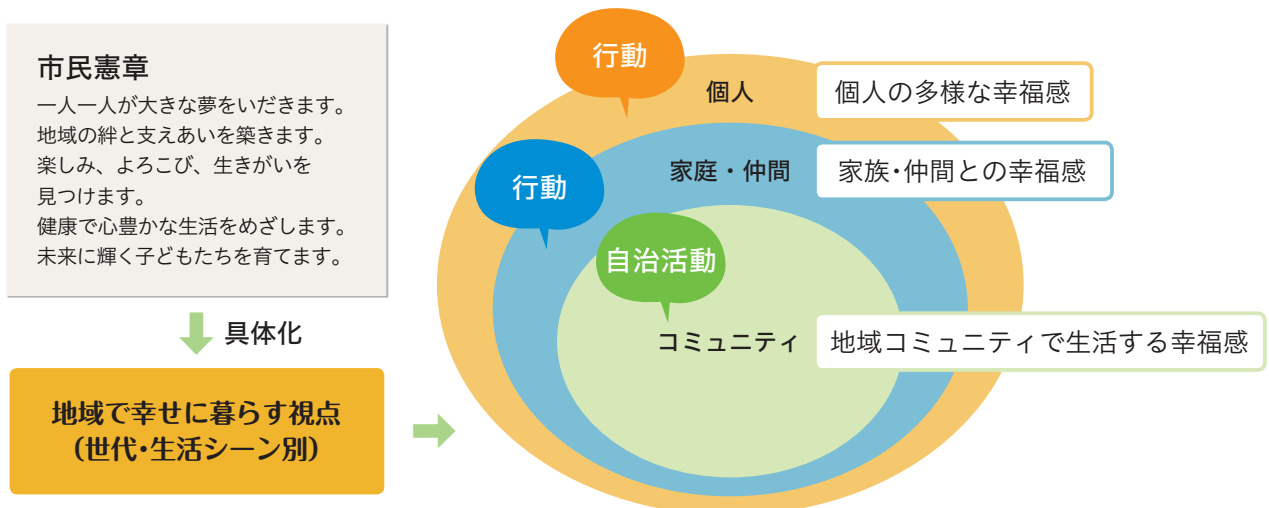
市民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福感」を日本一実感できる地域。

住民自治とは、「団体自治とともに地方自治の観念を形成する基本的要素であり、地方における政治行政を、中央政府の官僚によってではなく、その地方の住民又はその代表者の意思に基づいて行うことをいう。」(引用 自治用語辞典(ぎょうせい))と解されています。

このことを踏まえ、滝沢市における住民自治の基本的な考え方は、市民が主体的に自らの生活を豊かにするために取り組む中で、幸福感を起点とし、特に、滝沢市で幸せに暮らすにあたって、「個人」では取り組めない内容は、「家庭」で取り組み、「家庭」では取り組めない内容は、「仲間」や「地域コミュニティ」で取り組むことで、個人が様々な市民と協力し、社会関係資本を形作りながら課題を解決していくこと。つまり、住民自治とは、市民の主体的な意思に基づき地域づくりを行うことに他なりません。

この一連の取組を「住民自治」と捉え、人とのつながりを通して幸福感を育む環境を「家庭」から「地域」、「地域」から「滝沢市全体」へと広げていくことにより、市民の意思に基づく地域づくりが実現すると考えています。

そのため、本総合計画において滝沢市自治基本条例が掲げる「住民自治日本一」とは、「市民自らが住みよい地域を考え、思いやりと協力の気持ちを持ち、地域や仲間と関わることに「満足」と「幸福感」を日本一実感できる地域」と仮定しています。



本総合計画では、個人、家庭・仲間、コミュニティなどで、幸福感を育み、住民自治へと繋がる活動を「幸福実感一覧表」として現し、市民の活動のキッカケ創りを促します。

(3) 団体自治の基本的な考え方

✓ POINT!

行政が、法令に基づき、滝沢市自治基本条例に掲げる「めざす地域」の実現に向けて、市民の幸福感を育む環境づくりを担うこと。

団体自治とは、「地方自治の観念を形成する二つの基本的要素の一つであり、国の一定の地域を基礎とする独立の団体が設けられ、団体の事務を国の支配から離れて自主的に、団体自らの機関により、その責任において処理することをいう。団体自治を法律的自治又は法律上の意義における自治という。」(引用 自治用語辞典(ぎょうせい))と解されています。

これは、滝沢市の行政が法律で定められた範囲において、自らの責任において自主的に地域づくりを行えることを意味します。

また、滝沢市の行政は、本来国の事務(法定受託事務(戸籍事務、国勢調査事務、国政選挙事務、生活保護事務等))の処理と、滝沢市民のため自らの責任で行う事務(自治事務(道路などの都市基盤整備に関する事業、産業振興に関する事業、地域づくり支援に関する事業))を執り行っており、団体自治が指す取組は、主に自治事務を指すこととなります。

少子高齢社会の到来により、税収が落ち込む中で、社会福祉に係る経費が増加することが確実であり、今後、滝沢市の行政を賄う財源は非常に厳しい状況になることが見込まれています。また、今まで整備を行ってきた道路、水道、下水道などの都市基盤施設や学校、体育館、集会施設などの建物についても、更新時期を迎えており、施設の在り方についても見直しが迫られています。

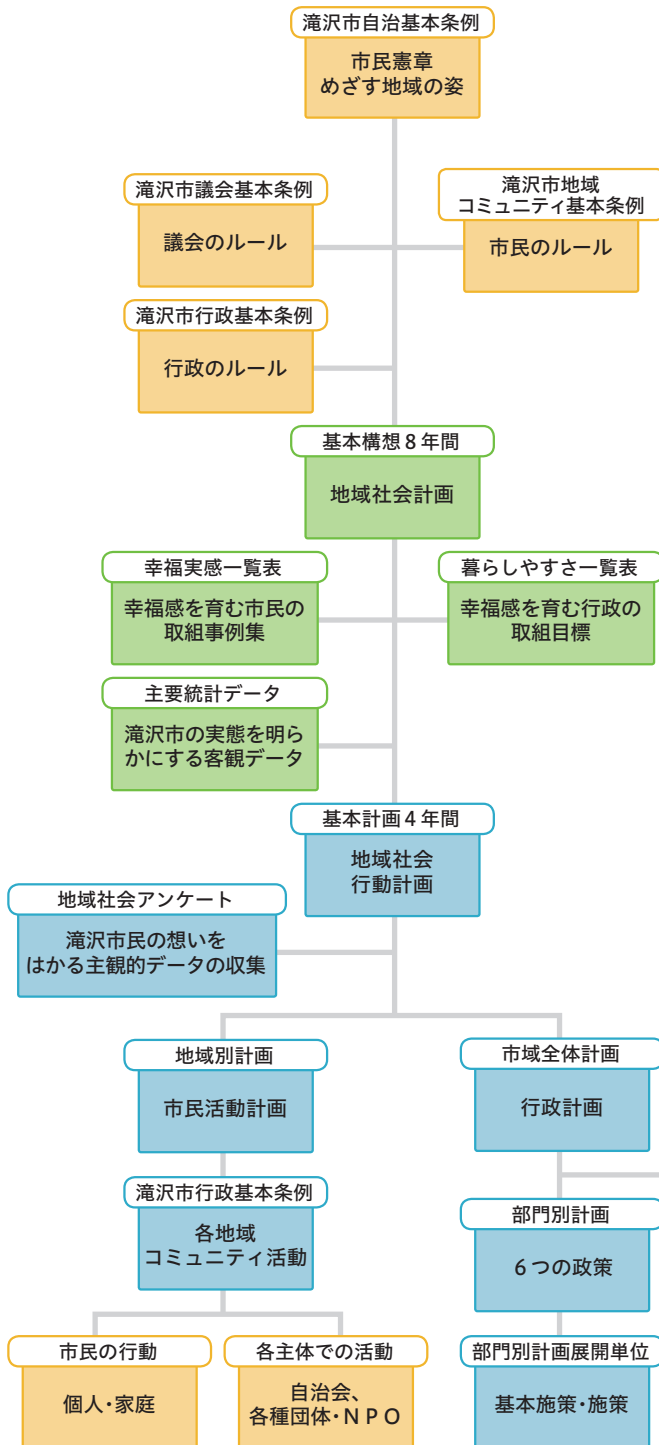
そのような中、本総合計画においては、滝沢市自治基本条例第5条に規定する「めざす地域の姿」の実現のために、行政として取り組む内容を8つの視点(活かす、支えあう、輝く、暮らす、学ぶ、働く、受け継ぐ、集う)に区分し、市民の幸福感を育む地域環境の創出に取り組むこととしています。

憲法・法令が定める事務	滝沢市自治基本条例第5条(めざす地域の姿)	8つの視点
セーフティネット (生活の最低水準・ 滝沢市の最低限度の生活環境基準) 自治事務・法定受託事務	岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域	活かす
	みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域	支え合う
	保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域	輝く
	地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域	暮らす
	学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域	学ぶ
	地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域	働く
	歴史・伝統を活かし、文化を創造する地域	受け継ぐ
	年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域	集う

(4) 滝沢市トータルコミュニティマネジメントの考え方

✓ POINT!

滝沢市自治基本条例に掲げた市民の想い（市民憲章・めざす地域の姿）を実現するための体系です



滝沢市自治基本条例に掲げた市民の想いを実現するためには、その想いを実現するための仕組みが必要であり、市民の行動や地域で活動する様々な主体の取組、行政の取組が単独で終わることなく、互いに関連しながら相乗効果を生む必要があります。

本総合計画では、滝沢市自治基本条例を頂点とする滝沢市の将来像に向けた取組をトータル的な仕組みとして取り組むことを目指し、市民主体の地域づくりが、滝沢市全体の取組となるための体系を左図のとおり定め、滝沢市トータルコミュニティマネジメントと名付けます。

参考

製造業において現場を中心に、製品の品質を適正に管理することを主眼として行われたQC活動（Quality Control）は、製品の企画段階から、アフターサービスまでの全プロセスで品質管理を考えるTQC（Total Quality Control）へと進化し、このことを経営戦略へと応用させたTQM（Total Quality Management）として花開くこととなります。

滝沢市では、各コミュニティの活動が、滝沢市自治基本条例に掲げた市民の想いを確実に実現するために、各コミュニティに合った地域活動が展開され、滝沢市全体の地域経営へと繋がる仕組みをトータルコミュニティマネジメントとして定義するものであります。

4 幸福と暮らしに関する指標

✓ POINT!

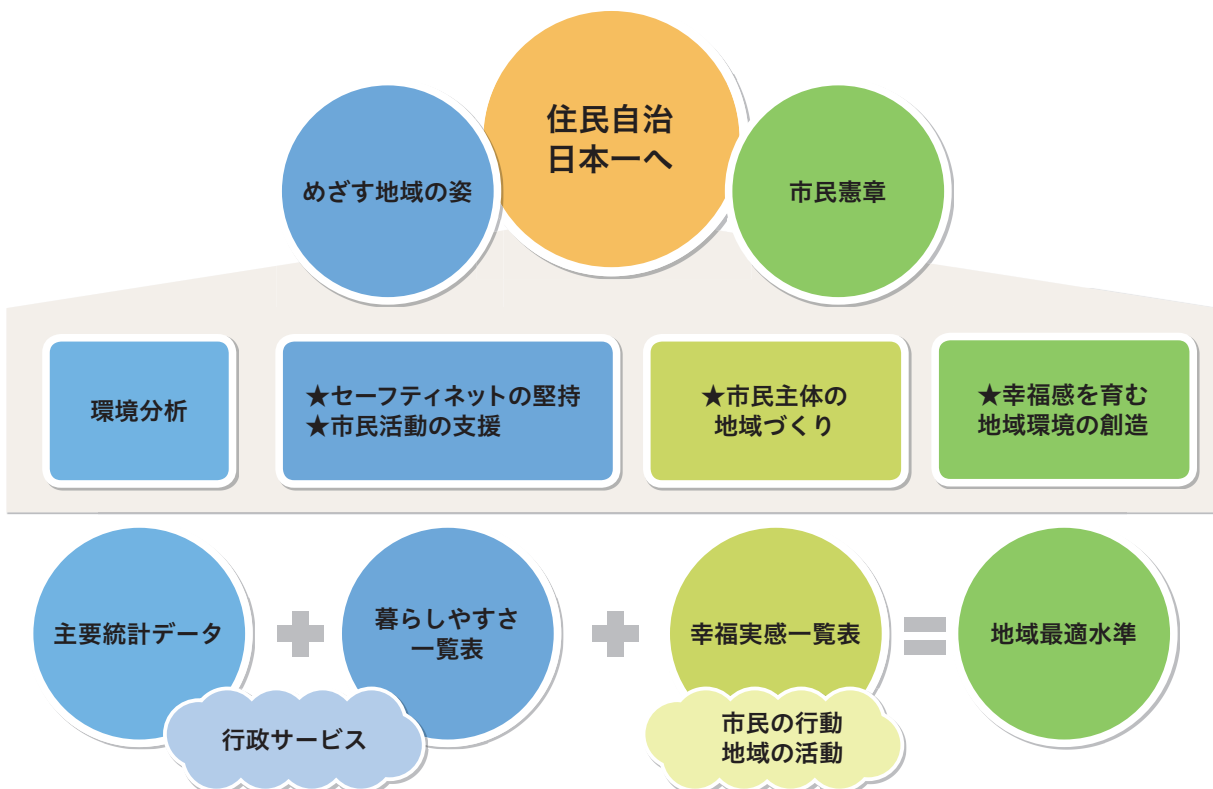
幸福感を育む地域環境の創出を「幸福実感一覧表」と「暮らしやすさ一覧表」で明らかにし、市民主体の地域づくりを進めます。

本総合計画においては、滝沢市自治基本条例に掲げる「住民自治日本一」を目指し、その策定の趣旨を「住民自治日本一をめざす地域社会計画」と位置付けるものです。

住民自治日本一を目指し、市民が主体的に行動し、市民が所属する各種団体やコミュニティが「幸福感を育む地域環境の創出」に向けて活動するために、「幸福実感一覧表」を定め、市民みんなで取り組む一助とするものです。

また、市民が安心して地域づくりに取り組むためにも、市行政として取り組むべき内容を「暮らしやすさ一覧表」とし、セーフティネット（生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）を堅持するとともに、市民主体の地域づくりを支援し、幸福感が育まれるための「地域最適水準」の実現を目指すこととします。

これらの市民と市行政の取組は、2つの一覧表に掲げる指標の推移を把握することで、その効果を把握するとともに、主要な統計データによる環境分析により客観性を持たせることとします。



(1) 幸福実感一覧表

✓ POINT!

「幸福実感一覧表」は、地域づくりにつながる、幸福感を育む市民一人一人の行動の一覧表です。

幸福実感一覧表（別表1）は、市民の想いを集約し、取りまとめた一覧表です。

市民の年代と生活の場面ごとに区分し、地域づくりにつながる、それぞれの幸福感を育む市民一人一人の行動をまとめ、それを測定する指標と、そのための行動例示を掲げています。

幸福実感一覧表の策定プロセス及び活用については、下図のとおりです。

ア 幸福実感一覧表の策定プロセス



平成25年度

《市民の幸福感の意見収集》

- 各自治会での懇談会
- 各種団体とのグループインタビュー
- 小中学校の児童生徒会へのインタビュー



平成25年度

《アンケートによる重み付け》

- 懇談会、グループインタビューの意見を集約。
- 集約した項目をアンケートにて重み付けし、代表的な項目を選定



平成26年度

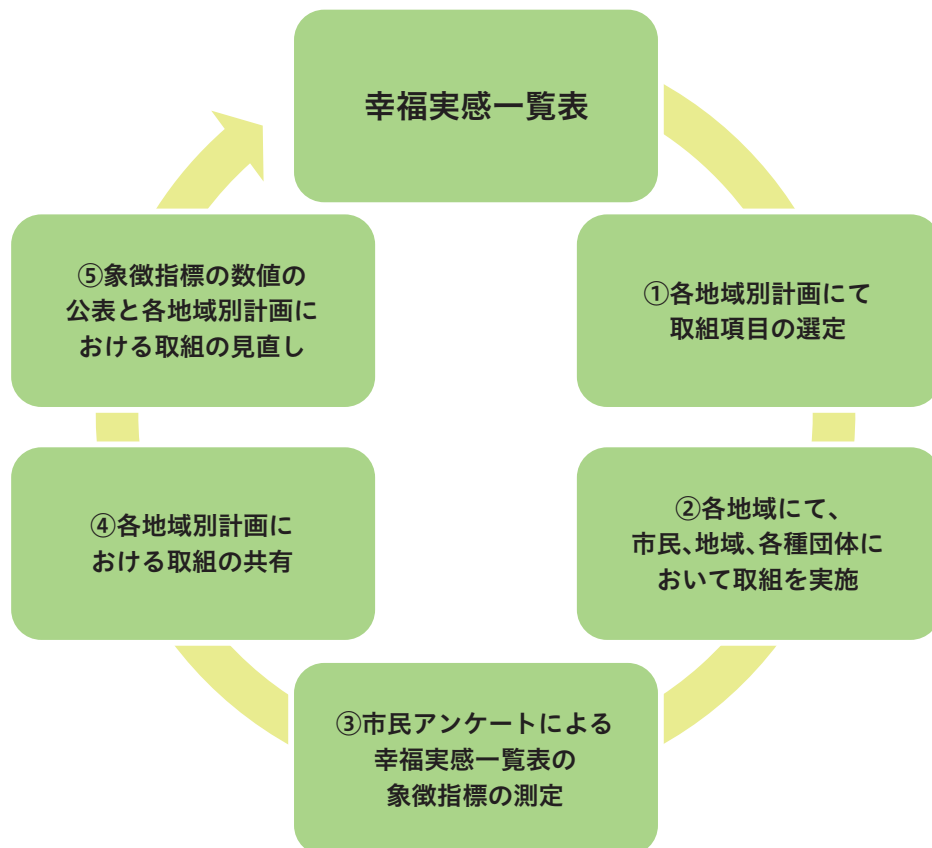
《幸福実感一覧表の作成》

- 自治会から推薦をいただいた市民57名により一覧表の素案検討
- 策定パートナー9名及び岩手県立大学生による最終検討

イ 幸福実感一覧表の活用について

幸福実感一覧表は、市民みんなが「幸福感を育む環境づくり」のために共有する一覧表です。

次の①から⑤の取組を市内の多様な主体と世代が毎年度繰り返すことにより、市民による「幸福感を育む環境づくり」が地域の中で多様に取り組みられる状態を目指すための手引きです。



- ①幸福実感一覧表を地域別計画で具体化することで、一覧表の活用を図ります。
- ②地域別計画を進める中で、市民、地域、各種団体が一覧表を活用することで、一覧表の共有を図ります。
- ③毎年度、幸福実感一覧表の象徴指標を測定することで、市民の取組の成果を図ります。
- ④各地域別計画の取組の様子を市民へお知らせします。
- ⑤取組を振り返り、次の年度の取組に活かします。

(2) 暮らしやすさ一覧表

✓ POINT!

「暮らしやすさ一覧表」は、市民主体の地域づくりを支え、支援するために、市行政が取り組むべき内容を一覧にしたものです。

暮らしやすさ一覧表（別表2）は、市民主体の地域づくりを支え、支援するために、市行政が取り組むべき内容を滝沢市自治基本条例第5条に規定する「めざす地域の姿」の一覧表の下に8つの視点を定め、視点ごとに最適化条件を定め、代表指標とめざそう値を設定しています。

最適化条件の設定は、「市民の日常生活に必要な利便性の確保」と「危機管理上必要な機能」を定めるものであり、利便性の追求に向けて設定するものではありません。

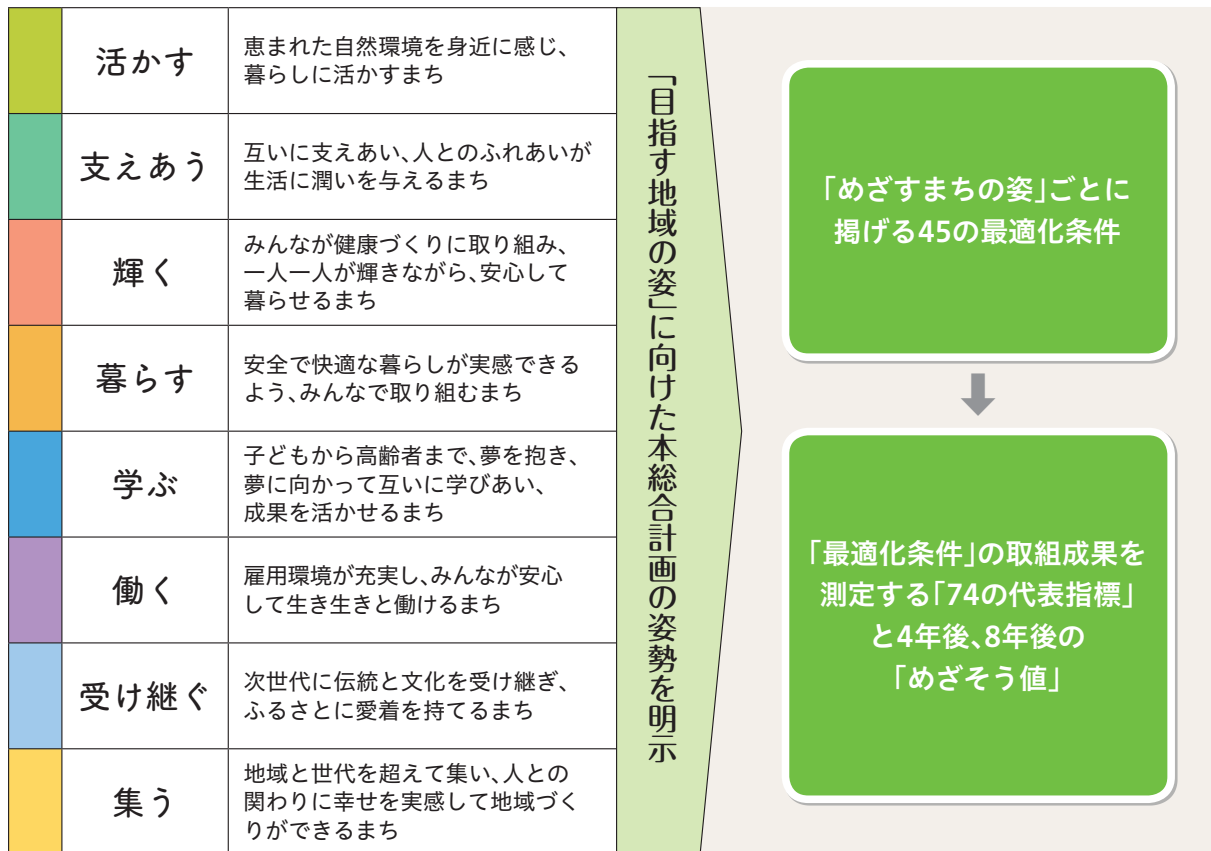
ア 暮らしやすさ一覧表の策定プロセス

自治基本条例第5条の

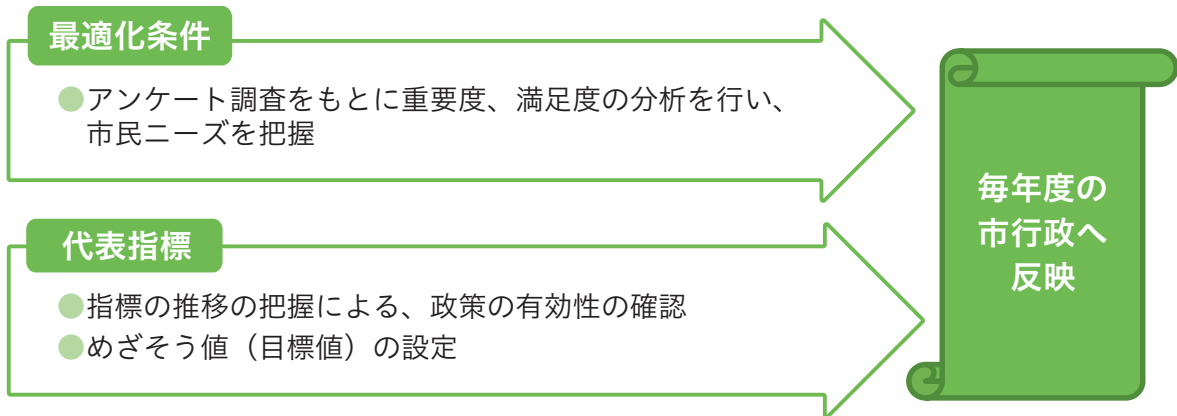
「めざす地域の姿」
実現に向けた視点

「視点」が描く総合計画が
「めざすまちの姿」

「めざすまちの姿」に向けた取組を表わす
「暮らしやすさ一覧表」



イ 暮らしやすさ一覧表の活用について



暮らしやすさ一覧表には、「最適化条件」と「代表指標」を定めるとともに、4年後、8年後の「めざそう値」（目標値）を設定しています。

(3) 主要統計データ

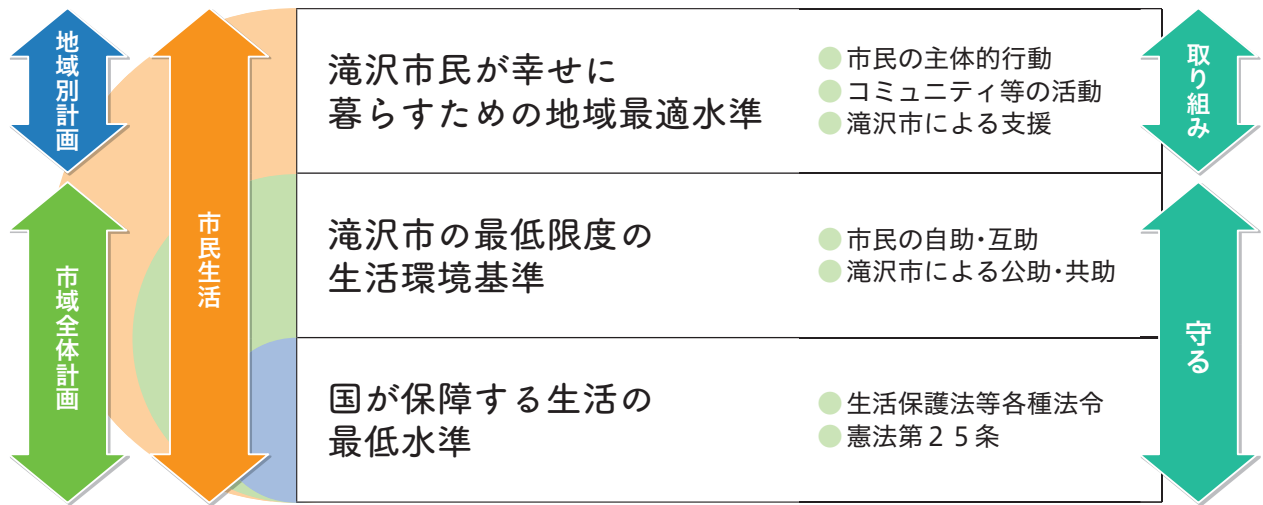
✓ POINT!

主要統計データとは、市民主体の地域づくりに関係する、国や県などが行う統計調査の結果を一覧にまとめ、調査結果の公表が行われた場合、毎年度データの更新を行い、市民の皆さんにお知らせするものです。

主要統計データ（別表3）は、国や県が実施する統計調査を基本として、市民主体の地域づくりに関係する統計調査の結果を一覧にし、新たな調査結果が公表された場合は、毎年度更新し、市民の皆さんにお知らせする一覧表です。本総合計画の取組成果を客観的に把握するためにも、主要統計データを一覧とし、市民、地域、各種団体、市行政など様々な地域づくりに取り組む主体がデータを活用できるよう、環境を整備します。



5 公共が担う市域全体計画



滝沢市民が幸せに暮らすための地域最適水準は、市民が安全・安心に滝沢市で生活できるためのセーフティネット（国が保障する生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）の堅持に加え、市民が主体となった地域づくりができる環境の整備が必要となります。

これらの取組は、幸福実感一覧表（市民主体の取組）と暮らしやすさ一覧表（市行政主体の取組）により、成果を把握しながら進めることとします。

✓ POINT!

市域全体計画は、滝沢市自治基本条例に基づく8つの視点の下で、市民主体の地域づくりを支える計画として、基本計画のうち、滝沢市が主体的に担う計画を指します。

本総合計画においては、「公共」とは、「公共団体」として、国の下に国からその存立目的を与えられた法人である「滝沢市」を指すものとします。

「滝沢市」に置かれる「議会」及び「執行機関」を「公共」とし、その役割に応じて、滝沢市全域を計画対象とする市域全体計画の推進を図るものとします。

市域全体計画は、本総合計画基本構想が掲げる「市民主体による「幸福感を育む環境づくり」の基盤構築」に向けて、市民主体の地域づくりを支援するとともに、市民が安全・安心に暮らせる環境の整備に取り組む計画であり、前期・後期各4年間の計画として、本総合計画基本構想の実現のために基本計画の中に位置付けるものです。

市域全体計画は、滝沢市自治基本条例第5条に規定する「めざす地域の姿」の各号について、本総合計画としての「8つの視点」を定めることにより、滝沢市自治基本条例に基づいた計画としています。

8つの視点は、それぞれに「めざすまちの姿」として、市域全体計画の基本的な考えとして現され、基本計画内の部門別計画の中心的な考え方となるものです。

滝沢市自治基本条例第5条 (めざす地域の姿)	総合計画 8つの視点	滝沢市域全体計画として、8つの視点が描く 「めざすまちの姿」
岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域	活かす	恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに活かすまち
みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域	支えあう	互いに支えあい、人とのふれあいが生活に潤いを与えるまち
保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域	輝く	みんなが健康づくりに取り組み、一人一人が輝きながら、安心して暮らせるまち
地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域	暮らす	安全で快適な暮らしが実感できるよう、みんなで取り組むまち
学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域	学ぶ	子どもから高齢者まで、夢を抱き、夢に向かって互いに学びあい、成果を活かせるまち
地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域	働く	雇用環境が充実し、みんなが安心して生き生きと働けるまち
歴史・伝統を守り、文化を創造する地域	受け継ぐ	次世代に伝統と文化を受け継ぎ、ふるさとに愛着を持てるまち
年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域	集う	地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感して地域づくりができるまち

(1) 人とのつながりによる「めざすまちの姿」の実現

✓ POINT!

「人とのつながり」を意識した市域全体計画の展開

アンケート調査により、滝沢市民が幸福感を感じる3大項目は、「心身の健康」「家族関係」「所得・収入」であり、更に「人とのつながり」に関する項目が上位となっていることから、「人とのつながり」を意識しながら、8つの「めざすまちの姿」の実現を目指します。

ア 市民とのふれあいによる行政サービス

法令等に基づく行政サービスの実施のみならず、市民の笑顔を生む取組の実施

- ・各種懇談会、アンケート、説明会などによる市民の想いの積極的な把握
- ・市職員による親切、丁寧な対応と対話による市行政への信頼感の獲得

イ 市民相互のふれあいを生む活動への支援

市民主体の地域づくりを支援し、市民の想いの実現にむけた取組の実施

- ・地域づくりを担う「新たな地域コミュニティ」の創設に向けた支援
- ・健康で心豊かな市民生活に資する市民相互の交流を促す取組への人的・財政的な支援

ウ ふれあいを創る都市基盤

市民がふれあえる「場」と、そこに向かう「手段」などの確保に向けた取組

- ・多くの市民が世代を超えて集える「場所」と目的に応じて、市民が集える「機会」の創設
- ・市民が交流するために、安全・安心して移動できる手段と環境の整備

(2) 市域全体計画の土台となる滝沢市のセーフティネット

✓ POINT!

セーフティネットは、国が保障する生活の最低水準のみを指すものではなく、市民と市が共に取り組む滝沢市の最低限度の生活環境基準までを含めるものです。

市域全体計画には、「市民主体の地域づくりを支える」ことと、「滝沢市で暮らすためのセーフティネット（生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）の堅持」が求められます。

国が国民に対して保障する生活の最低水準と地域の実情を踏まえ、市民の生活のために保障

しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準について、本総合計画では次のとおり考えるものです。

ア 国が保障する生活の最低水準

憲法第25条に規定される「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という、いわゆる「生存権」に基づき国が生活保護法により具体的権利として明らかにしたもの。

生活保護法の他、憲法第25条第2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」の規定に基づき、労働基準法や児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの各種社会福祉立法、国民健康保険法、国民年金法、雇用保険法等の各種の社会保険立法による社会保障制度、更には、公衆衛生の整備についての保健所法、食品衛生法、環境基本法等の各種法律が制定され、国民の生活の最低水準に関わる基準を定めています。

イ 滝沢市の最低限度の生活環境基準

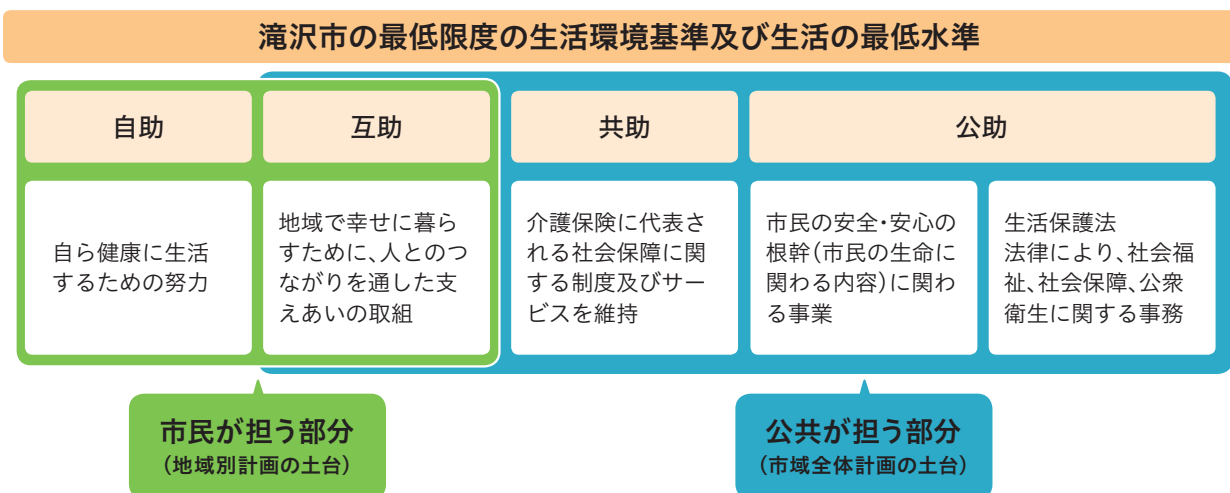
国が定める「生存権」に関わる各種法律に加え、滝沢市民としての安全で安心に暮らせるための最低限度の生活環境基準を明らかにすることにより、滝沢市で暮らすことに幸せを感じ、愛着を持つ土台が築かれることから、本総合計画においては、市民一人一人が自ら努力することを始点として、滝沢市の最低限度の生活環境基準を満たすための市民と行政の取組（互助・共助・公助）の基本的な考えを次のとおりとするものであります。

（ア）市民の自助・互助

- a 自助 滝沢市民として、自らの努力により自らの健康を維持し、生活を支えること。
- b 互助 家族、隣近所、地域コミュニティなどにより、市民が互いに助け合いながら地域での生活を支えること。

（イ）滝沢市による共助・公助

- a 共助 介護保険に代表される社会保障に関する制度及びサービスを維持すること。
- b 公助 国が定める生活の最低水準に関する事務の実施の他、市民が、安全・安心な市民生活を送るために必要な最低限度の生活環境基準の維持に必要とする行政サービスを実施すること。



(3) 財政計画

✓ POINT!

市民主体の地域づくりを支援し、セーフティネットを堅持するために、市の財政状況の見通しを毎年度公表します。

市民主体の地域づくりを進めるためには、滝沢市の財政状況についての現状と見通しを市民に示した上で、セーフティネットの堅持と、幸福感を育む地域の創出に向けた、市民主体の地域づくりを支援することが求められます。

本総合計画においては、滝沢市の財政見通しを毎年度明らかにすることにより、市民主体の地域づくりと、市行政による支援について、市民と市行政が共に考える環境を創ります。



6 市民が担う地域別計画

✓ POINT!

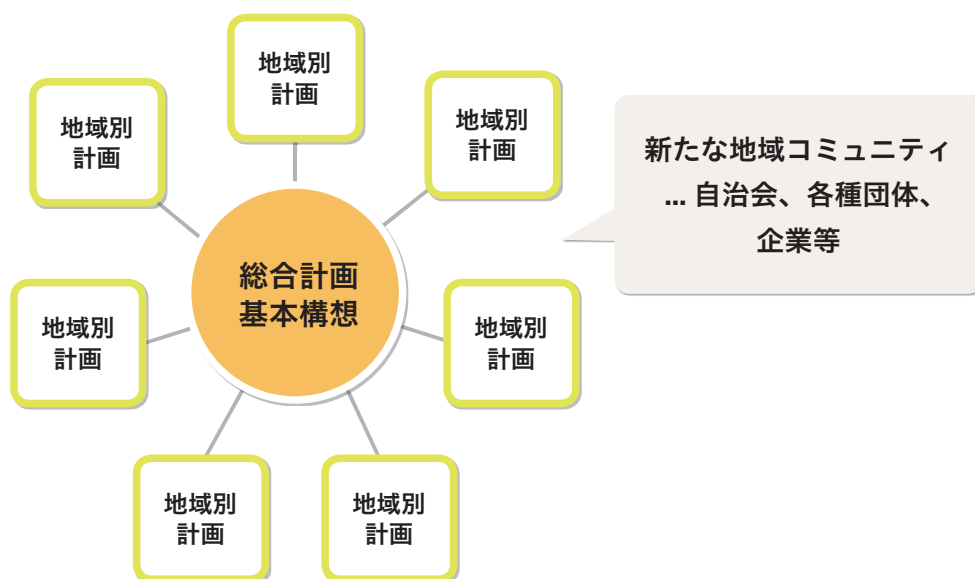
市民主体の地域づくりのため、地域別計画の実施の下で新たな「地域コミュニティ」の仕組みを構築します。

地域別計画は、本総合計画基本構想が掲げる「市民主体による『幸福感を育む環境づくり』の基盤構築」に向けて、市民主体の地域づくりを進める根幹となる計画であり、本総合計画基本構想の実現のため、基本計画として新たに位置付けるものです。

(1) 地域別計画の趣旨

誰もが住みたい、住み続けたいと思う地域づくりは、そこに住む人々の地域への想いと愛着、そして地域づくりへの参加なくしては実現しないものであります。

過去の日本全国で進められた画一的な「まちづくり」を経て、全国的にも都市基盤整備が着実に進み、暮らしやすい環境が整備されてきました。しかし、少子高齢社会の到来と整備してきた都市基盤及び公共施設の老朽化が進む今日、新たな都市基盤及び公共施設の整備による旧来の「まちづくり」の手法の実施自体が困難となっており、「モノ」の充足による市民満足の追求の限界が明らかとなっています。



本総合計画では、公共が担ってきた「まちづくり」の手法に加え、新たに市民の地域への想いと愛着による、市民主体の行動を起点に、家族、仲間、NPO や各種団体、コミュニティ、企業など、多くの主体が共に地域づくりに携わることで、一人一人の市民が関わる社会関係資本（市民相互の信頼、お互い様という気持ち、市民の絆）を培うことによって幸福感を育む地域環境の創出を図ることとしています。その場合、地域の想いは、地域の市民主体で描くこと、そしてその想いを市民自らが行動することで、具現化することが必要であり、地域別計画は、そのための市民主体の行動計画として、滝沢市自治基本条例が定める市民憲章の下で住民自治日本一をめざす大きな柱となるものです。

本総合計画の計画期間においては、地域別計画の策定を通じて、滝沢市自治基本条例第2条第7号が規定する「地域コミュニティ」の最適な形を模索し、市民主体の地域づくりの基盤の構築に取り組みます。

(2) 地域別計画の仕組み

ア 計画期間

平成27年度から令和4年度。ただし、中間年に見直しを実施。

イ 計画地域

単位自治会を基本に、単独又は複数の単位自治会の組合せとする。

ウ 計画を構成する主な内容

地域別計画は、平成12年度に市民主体で策定した「地域デザイン」と、その具現化を図るために、市民と行政との役割分担の下で平成17年にまとめられた「地域ビジョン」の取組を踏まえ、本総合計画基本構想の実現のために市民主体の地域づくりに向けた市民のための行動計画として、基本計画の中に位置付けるものであります。

その基本的な仕組みは、市民が地域で幸せに暮らすために自ら行動すること、家族や仲間、地域で共に活動することを通して、人とのつながりを深め、住民自治につながる多様な活動が地域で自主的に展開されることにより、幸福感を育む地域環境の創出につながるものとして、次の視点の下で展開するものであります。

(ア) 地域の将来像の共有

これまでの地域づくり活動から、各地域で幸福感を育む地域環境づくりのために、地域で暮らす市民が共有すべきめざす地域の将来像です。

(イ) 地域の宝物の発見

地域で培われた歴史や文化、暮らしを取り巻く自然環境など、市民の暮らしに潤いを与え、郷土愛を育む地域の宝物を地域で共有しながら、地域の暮らしに活かすキッカケを探します。

(ウ) 地域情報と地域課題の共有

地域の暮らしの変化を市民が知り、変化に対応した取組を地域で行えるように、必要な地域情報を明らかにするとともに、地域の市民が課題と考える事案をまとめ、課題解決に向けた取組を地域で考え、地域での取組を促すために地域課題を取りまとめます。

(エ) 幸福感を育むためにできる市民の行動と活動

幸福感を育む地域環境の創出には、日々の暮らしの中で、地域で幸せに暮らすことを意識した市民の行動や家族、仲間、地域と一緒に活動が重要になります。

本総合計画において、市民の幸福感を取りまとめた「幸福実感一覧表」を地域別計画に組み込み、地域にあった取組を行うことで、地域で幸せに暮らし、地域づくりを市民が主体的に行うことで、住民自治日本一の市を市民みんなでめざします。



(3) 市の支援

市は、市民主体の地域づくりを確実なものとするため、地域別計画を担う新たな「地域コミュニティ」を形成するための支援及び「地域コミュニティ」形成後の市民主体の地域づくりへの包括的な支援の検討、検討結果に基づく支援の実施に取り組みます。

7 土地利用計画の基本方針

✓ POINT!

幸福感を育む地域環境の土台として、人と人が結ばれる集約・連携型都市構造の形成を図ります。

滝沢市は、岩手山麓に広がる雄大な自然の下、農地や牧野等が広がる純農村地域でした。昭和40年代後半から住宅開発が進み、現在の市街地は、盛岡市を中心として放射状に発展した市街地の先端部に位置します。

盛岡近郊の住宅地として発展してきた滝沢市ではありますが、滝沢市の中心地における拠点機能が脆弱であること、市街化に伴い農業生産の場である農地が減少してきていること、就業の場が不足していることなど、滝沢市特有の都市構造的課題も顕在化しています。

今後、少子高齢社会にあって、市民が滝沢市で暮らすことに幸せを感じ、滝沢市に住み続けたいと思い、多くの方々が滝沢市に住みたいと感じていただくためにも、岩手山麓に広がる豊かな自然、高等教育機関・研究機関の集積地、人口増にも対応可能な良好な住宅基盤などの強みを活かし、長期的な視点で課題に取り組み、持続的な都市の発展を目指す必要があります。

そのような中、土地利用計画に関する3つの方針を掲げ、計画的な土地需要の調整を行い、適切かつ効率的な土地利用の確保を図ります。

(1) 自立した地域経済への対応

県都盛岡市に隣接し、公共交通網が整備される地理的条件に加え、大学や研究機関が集積するという社会的条件を活かしながら、農業の6次産業化などにより、自立できる地域経済に向けた取組を図ります。

(2) 自然を活かした生活

雄大な岩手山麓の下、市民が自然とふれあい、心豊かに過ごせる生活が送れるよう、自然の大切さを市民が認識し、自然を守るとともに、自然を活かした暮らしの実現のため、保全地域と活用地域を明確にした土地利用に取り組みます。

(3)人とのふれあいが感じられる地域コミュニティの形成

長い歴史の中で培われてきた地域コミュニティと伝統文化をこれからも継承するとともに、新たな歴史を育むために、地域に住む市民一人一人が、地域と関わり、人とのふれあいが感じられる今の時代に合った地域コミュニティを創るため、市民主体の地域づくりに資する土地の活用に取り組みます。

これらの方針を具体化するためにも、滝沢市を構成する市街地や田畑・山林等の「面（空間構成）」を基に、地域の世代間交流が展開され、市民の日常生活の基礎となる「地域拠点」の形成を小学校区ごとに図るとともに、市民の生活や就業、生産等の場として重要となる機能を集約させる「中心拠点」及び盛岡広域都市圏におけるICT（情報通信技術）産業の集積に向けた「産業拠点」の形成に努めることとします。

ア 空間構成

(ア)市街地（市街化区域）

- ・積極的な都市基盤整備や未利用地の活用、生活関連施設の充実等により、快適な生活環境を確保し、まちなか居住を促進します。

(イ)農業集落地

- ・一団の集落を対象に、都市基盤整備や生活関連施設の充実により、コミュニティを維持、増進し、良好な居住環境を創出します。
- ・優良農地を対象に、生産・自然的景観・防災等の様々な機能の維持・向上により、積極的な農業環境の維持・保全を図ります。

(ウ)森林

- ・積極的な緑の維持・保全、利活用方策の検討等により、良好な自然環境の維持を前提としつつ、憩い・交流・活動の場として利活用を図ります。

イ 拠点構成

(ア)中心拠点

- ・滝沢市役所周辺を対象に、日常的な生活サービスを提供する商業・業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能の向上や市内の交通結節点としての機能の強化を図るとともに、市民がふれあい、交流するための都市の中心を担う拠点の形成に向けた土地利用に努めます。

(イ)地域拠点

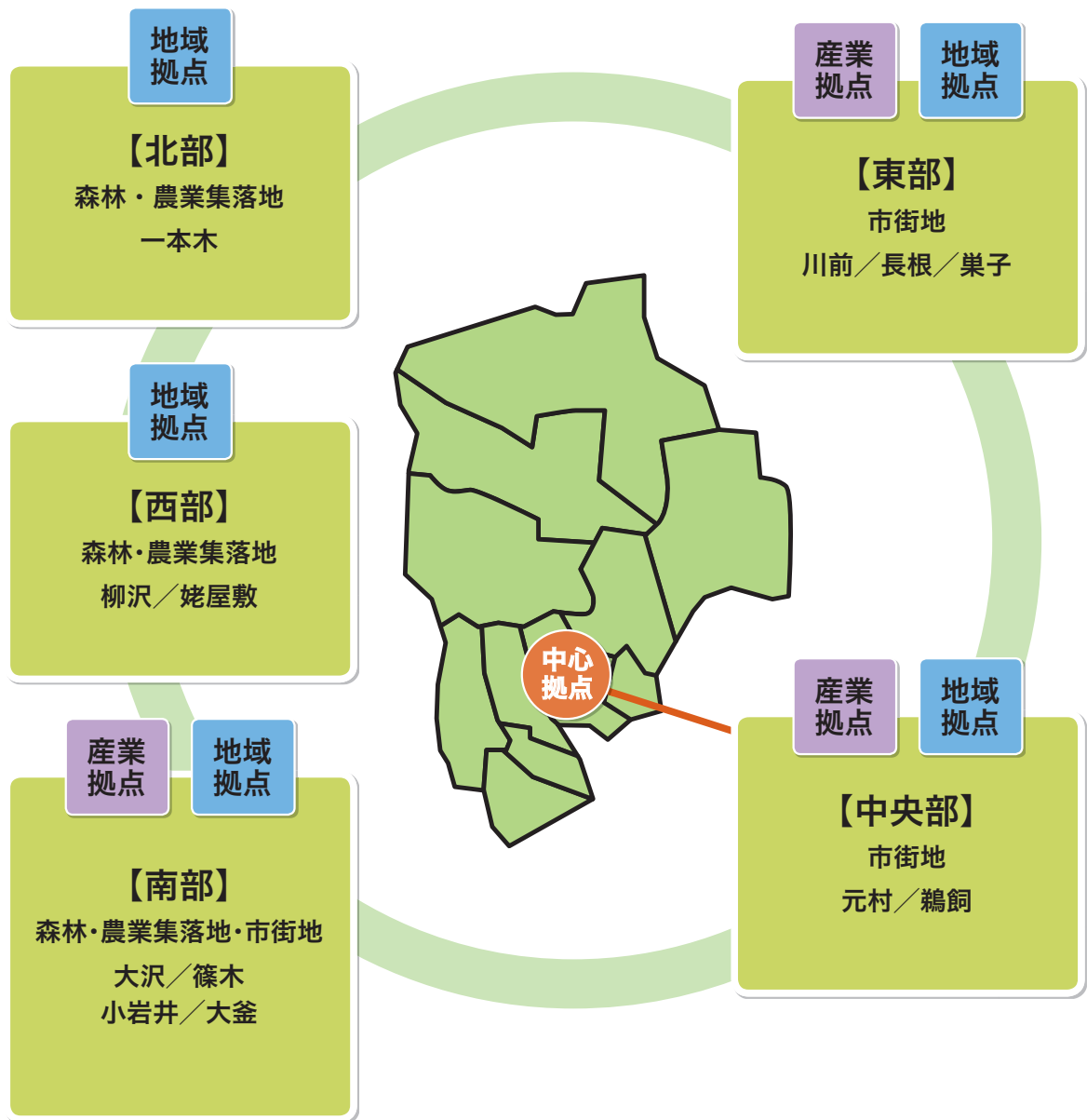
- ・市内の地域コミュニティの単位を原則、多くの世代が関わる小学校区の単位で捉え、各地域の特徴を活かしながら、様々な世代の市民が交流し、人とのつながりを深め、活力ある地域づくりが展開できるよう、各地域コミュニティにおける人とのつながりが生まれる

「場」の創出と、「場」へのアクセスの形成を意識した地域拠点づくりを進めます。

(ウ)産業拠点

- ・岩手県立大学周辺を対象に、産学官連携での新たな企業の立地促進により、雇用や活力を生む盛岡広域都市圏における ICT（情報通信技術）を中心とした産業の拠点の形成に努めます。
- ・盛岡西リサーチパーク及び東北縦貫自動車道滝沢インターチェンジから盛岡インターチェンジ間に新設予定であるスマートインターチェンジ周辺を対象に、新たな企業の立地促進により、雇用や活力を生む拠点の形成に努めます。

※イメージ図（中心拠点の周りに、市民の日常を支える地域拠点、雇用を生む産業拠点を形成



8 盛岡広域都市圏における滝沢市

✓ POINT!

連携中枢都市圏構想を踏まえ、本総合計画では、盛岡広域都市圏におけるICT（情報通信技術）関連産業の拠点の実現と、自立した地域づくりに向けた地域産業と公共交通網の整備への取組を始めます。

高齢社会と人口減少時代に向けた対策として、国は第30次地方制度調査会答申において、人口20万人以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市を地方中枢拠点都市と位置付け「三大都市圏と並んで地域の個性を発揮し、我が国の経済をけん引する役割を力強く果たしていくこと」、「市民が安心して生活できる基盤を維持していくこと」についての役割を求めています。

岩手県においては、盛岡市が連携中枢都市に該当するものであり、隣接する滝沢市においても、連携中枢都市圏構想の具体化は、滝沢市の発展のためにも必要不可欠と考えるものであります。滝沢市は、盛岡広域都市圏において、県都盛岡市に隣接し、人口第2位の規模を誇る市であります。盛岡市の発展に伴い、人口が増え続けてきた背景から、住宅都市としての色合いが濃く、盛岡市への通勤・通学者の数は、盛岡広域8市町で最も多く、更に、市民の日常生活における消費の傾向を探る小売吸引力（各市町村が買物客を引きつける力「小売吸引力指数（人口1人当たりの小売業の年間商品販売額÷県人口1人当たりの小売業の年間商品販売額）」）も最も低い値となっており、市民の生活が盛岡広域8市町の中でも、最も市域を越えて営まれていることが窺えます。

このことは、今後、少子高齢・人口減少の時代が進むにあたり、市内各地域において、「交通弱者」や「買い物弱者」の問題が顕在化していくことを示しています。

また、岩手県立大学や盛岡大学の高等教育機関を有し、岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター滝沢農場、独立行政法人家畜改良センター岩手牧場、岩手県農業研究センター畜産研究所等の国や県の研究機関が集積している滝沢市は、多くの若者と研究者が集う研究学園都市としての側面も持つ都市でもあります。

岩手県においては、国際リニアコライダー建設候補地にも挙げられており、滝沢市の研究学園都市としての役割を更に活かすためにも、今後は、世界を視野にした人材の育成を産学官連携により、より多角的に展開することが求められています。

これら連携中枢都市圏構想の趣旨と、滝沢市の特徴を踏まえた時、今後の市の発展を見据えた主な対応について、次のとおり検討するものであります。

(1) 連携中枢都市圏構想におけるICT(情報通信技術)関連産業の拠点化

盛岡市を中心とした盛岡広域都市圏における産業振興において、滝沢市の特徴である「大学・研究機関等の集積」を活かし、デジタルコンテンツ産業関連を中心としたICT(情報通信技術)に関わる人材の育成及び新産業の創出に向けた取組を岩手県立大学及びIPUイノベーションセンターを核として積極的に支援し、岩手県におけるICT(情報通信技術)関連産業の拠点に向けた取組を進めます。

併せて、地域に根差した研究学園都市、ICT(情報通信技術)関連産業の拠点を目指し、大学や各種研究機関などによる積極的な地域貢献・地域連携に向けた取組を進めます。

(2) 自然を活かした生活

市域を越えた経済活動が行われる中であっても、市民が市域を越えることなく、日常生活に必要な生活用品を調達できる環境をめざし、地域コミュニティと小売店などとの新たな連携を模索するとともに、内発的な地域経済の循環を進めるため、更なる農業の6次産業化(農業が生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで関わること。)に向けた取組の検討を行います。

(3) 公共交通機関の新たな展開

滝沢市における公共交通機関の交通網は、盛岡市を中心に放射線状に伸びたものとなっており、市域内の交流を促す交通網は、貧弱な状態にあります。

滝沢市の交流人口に資する公共交通網の充実は、研究学園都市として必要なものであり、ICT(情報通信技術)関連産業の拠点を見据えた更なる充実に向けての検討を行います。

また、今後の高齢社会の進展に伴い、高齢者の活動範囲が狭くなることを防ぐとともに、交流拠点複合施設(平成28年度一部供用開始予定)を中心とした「人とのふれあいの場」の創造による市域内の世代間交流の推進を図るため、公共交通網の再編成を市民と共に進めることの検討を行います。